

秘密保護法の廃止を求めます

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 山崎正昭 殿

2013年12月6日、第185回国会で、秘密保護法は採決の強行により制定されました。

秘密保護法は、事実上政府によるほしいままの秘密の指定を許し、その漏えい等を処罰するものです。

情報が「特定秘密」に指定されると、事実上、永久に国民に隠し続けることが可能となります。それが「特定秘密」であると知らない場合にも、その「特定秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが逮捕や家宅捜索をされる危険性があります。

国会の国政調査権、議員の質問権も侵される可能性があります。

幅広い情報が「特定秘密」に指定されることにより、日本国憲法の保障する国民の知る権利及びその根源にある国民主権原理がないがしろにされる懸念があります。

また、適性評価制度（秘密を取り扱う人及びその関係者の個人情報収集し、評価する制度）により、政府が幅広い国民の個人情報を収集することとなり、国民のプライバシー権が侵害されることにもなります。

今、必要なのは情報公開の一層の推進です。知る権利を侵害し国民主権原理を形骸化する秘密保護法を早期に廃止することを求めます。

氏名	住所

* 個人情報は署名集約団体において適切に管理し、署名提出以外の目的では使用いたしません。

署名集約団体 **日本弁護士連合会**

集約単位弁護士会 [鳥取県] 弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

電話 03(3580)9841 FAX 03(3580)2866